

重要 必ずご覧ください！！

裏面もご覧ください。

コロナに負けずに、がんばろう小清水！

各支援策・地域経済対策のご紹介

小清水町では、全国的な新型コロナウイルスの感染拡大を受け、町民の皆さま、各事業所向けに生活支援と地域経済対策を進めています。
全国共通の主なもののほか、小清水町独自の施策をお知らせします。

事業者の
皆さま

申請必要 町独自

テイクアウト・出前応援

○事業内容
町では、宴会等のキャンセルが相次ぎ、多大な影響を受けている町内飲食店を応援するため、通常価格より2割引きで提供するテイクアウト・出前事業に係る割引分（2割引分）の助成を行います。

○対象期間
令和2年5月末までの利用分



申請必要 町独自

上下水道使用料の減免

○事業内容
町内の製造業、宿泊業、飲食業の事業所は大幅な売上げ減少となっていることから、事業継続維持のため、前年3月から4月までの事業収入に対し、本年3月から4月までの事業収入が3割以上の減となった事業者を対象として、令和2年5月分から7月分まで3か月分の上下水道使用料の減免支援を行います。

○減免対象月
令和2年5月～7月分



申請必要

中小・個人事業者向け 給付金（持続化給付金）

○事業内容
中小企業やフリーランスを含む個人事業主を対象に事業収入が前年同月から半減した場合、最大200万円の給付を行います。

【お問い合わせ先】
経済産業省中小企業金融・
給付金相談窓口
☎0570-783183

申請必要

雇用調整助成金

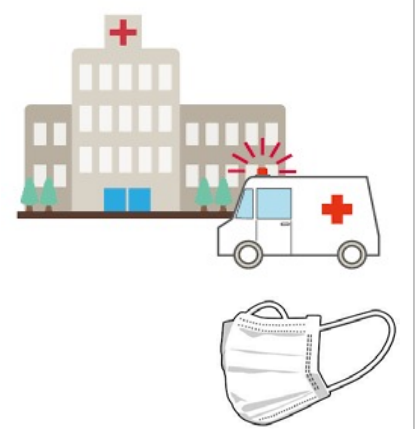
○事業内容
業績が悪化した企業が従業員を休ませた際や従業員を1人も解雇しなかった場合などに支給されます。

【お問い合わせ先】
北海道労働局
☎011-788-2294

申請不要 町独自

紙マスク配布事業

○事業内容
紙マスクは入手が困難な状況となり、町では、新型コロナウイルスの感染防止を図り、安心して今後の生活を送っていただくため、小清水赤十字病院、特別養護老人ホーム愛寿苑など医療機関などの各施設に紙マスクを配布します。



【お問い合わせ先】
役場 保健福祉課健康推進係
☎62-4471

申請不要 町独自

地域経済対策 商品券の配布事業

○事業内容
地域経済対策と町民の皆さまの生活支援として、6月から12月末まで利用できる商品券を1人7,000円分を配布します。商品券7,000円のうち2,000円分は、その利用を飲食店に限らせていただき、大きな減収となっている飲食店の経営を町民の皆さんとともに支えていきたいと考えています。

○商品券の利用期間
令和2年6月から12月まで



【お問い合わせ先】
役場 産業課商工観光係
☎62-4474

申請必要 町独自

個人事業者等支援事業

○事業内容
感染拡大防止対策によって減収となった個人事業者等に対する減収補てんと従業員の雇用に対する助成を行います。前年2月から4月までのいずれかの事業収入に対し、本年同月のいずれかの月の事業収入が3割以上の減となった個人事業者等（商店、飲食店、サービス業等）を対象として、15万円から最大30万円の助成を行います。

○助成制度
事業所 15万円
従業員 1～5名 5万円
～10名 10万円
11名～ 15万円
※最大30万円

○助成開始日
申請書の受理後に審査を実施したうえで、速やかに助成を行います。

【お問い合わせ先】
小清水町商工会
☎62-2608

【お問い合わせ先】
役場 建設課上下水道係
☎62-4475

重要 必ずご覧ください！！

裏面もご覧ください。

コロナに負けずに、がんばろう小清水！

町民の皆さま


各支援策・地域経済対策のご紹介

小清水町では、全国的な新型コロナウイルスの感染拡大を受け、町民の皆さま、各事業所向けに生活支援と地域経済対策を進めています。
全国共通の主なもののほか、小清水町独自の施策をお知らせします。

申請不要 **町独自**

テイクアウト・出前応援


○事業内容
宴会等のキャンセルが相次ぎ、飲食事業者等は多大な影響を受けています。ご自宅や職場などで外出をせずに召し上がれる様にテイクアウト・出前を実施する町内飲食店では、**令和2年5月31日まで**通常価格より2割引きで提供しています。
町民の皆さまのご利用をお願いします。



申請不要

子育て世帯への臨時特別給付金


○事業内容
子育て世帯の支援として児童手当を支給する世帯に給付を行います。対象児童（0歳から新高校1年生）1人につき1万円
※1回限りです。
※特別給付として児童1人につき月額5千円の支給を受けている受給者は支給対象外となります。
○基準日 令和2年3月31日
○申請方法 ～ 申請不要
※公務員の方は各事業所において手続きが必要です。
○給付開始日
令和2年6月中旬の予定



申請必要

特別定額給付金

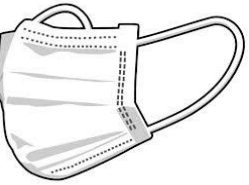
○事業内容
令和2年4月27日を基準日として全町民に1人一律10万円の給付を行います。
○申請方法
令和2年5月11日（月）頃より、順次、各世帯に個別配送（郵便局のレターパック）により申請書を郵送します。郵送またはオンライン申請により、家族分を申請していただきます。
○給付開始日
申請書類を町で受理した後、指定口座へ順次振り込みます。



申請不要 **町独自**

紙マスク配布事業（一人につき5枚）


○事業内容
紙マスクは入手が困難な状況となり、町民の皆さんの中にも、お困りの方が多くいらっしゃると思います。町では、新型コロナウイルスの感染防止を図り、安心して今後の生活を送っていただくため町民一人につき、紙マスク5枚をお配りします。
○配布開始日
令和2年5月11日（月）頃より、順次、各世帯に郵送する特別定額給付金申請書類に同封します。



申請不要 **町独自**

7,000円分商品券


○事業内容
地域経済対策と町民の皆さまの生活支援として6月から12月末まで利用できる商品券を1人7,000円分を配布します。商品券7,000円のうち2,000円分は、その利用を飲食店に限らせていただき、大きな減収となっている飲食店の経営を町民の皆さんとともに支えていきたいと考えています。
○配布開始日
令和2年5月末より各世帯に順次配送します。



申請不要 **町独自**

モンベル製 布マスク（一人につき1枚）

○事業内容
（株）モンベルとの包括連携協定に基づく事業として、町民全ての方に洗って繰り返し使える布マスクを配布することで準備を進めていただき、同社と協定を結ぶ自治体に先駆けてお配りできることになりました。
小学生以下には小サイズを用意しています。
○配布開始日
令和2年5月末より各世帯に配送する商品券に同封します。



【お問い合わせ先】
小清水町商工会
☎62-2608

【お問い合わせ先】
役場 保健福祉課福祉係
☎62-4473

【お問い合わせ先】
役場 保健福祉課健康推進係
☎62-4471

【お問い合わせ先】
役場 産業課商工観光係
☎62-4474

【お問い合わせ先】
役場 企画財政課企画係
☎62-4471